

報酬等に関する開示事項

本項については、2025年度の内容を記載しております。

1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（平成24年3月29日金融庁告示第21号、いわゆる報酬告示）に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

①「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役であります。なお、社外取締役を除いております。

②「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。なお、当行の対象役員以外の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はおりません。

(ア)「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるものおよびグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であります。なお、当行において主要な連結子法人等に該当する子法人等はありません。

(イ)「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬等の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除することで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

(ウ)「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、株主総会において承認された総額の範囲内で、透明性、公正性および合理性の確保を目的に、指名・報酬諮問委員会の審議および答申を経て取締役会にて決定し、各人の額については、取締役会

の決定により、代表取締役頭取に再一任しております。なお、指名・報酬諮問委員会は、その過半が社外取締役により構成されております。

監査等委員である取締役の報酬等の額および各人の額については、株主総会において承認された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額および報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (2025年4月～2026年3月)
指名・報酬諮問委員会	5回
取締役会（株式会社大光銀行）	2回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

取締役の報酬については、株主総会において承認された総額の範囲内において、指名・報酬諮問委員会の審議および答申を経て取締役会にて決定した取締役報酬の決定方針に基づき、毎年決定することとしております。

取締役報酬の決定方針の概要は次のとおりです。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

- ・取締役の報酬は、①役割や責務に応じて月次で支給する「確定金額報酬」（固定報酬）、②半年度の業績等に応じて支給する「業績連動型報酬」および③中長期的な企業価値向上への貢献意欲や株主重視の経営意識をより一層高めるための「株式報酬型ストックオプション」（変動報酬）をもって構成する。
- ・取締役の基本報酬の額および各人の額については、役位別の役割や責務を勘案する。
- ・業績連動型報酬の報酬率については、直前事業年度における当行単体の当期純利益を基準とし、各人の額は当行の経営環境や単年度の業績、役位等を勘案する。
- ・株式報酬型ストックオプションについては、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価値（ブラック・ショールズモデルにより算定）に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額とする。各人の額については、役位別に設定した標準額を基準として算定する。
- ・取締役の報酬の構成割合は、役割や責務に応じた堅実な職務遂行を促す固定報酬と中長期的な業績や潜在的リスクを反映させるための変動報酬が、適切な水準となるよう設定する。

(2) 監査等委員である取締役

- ・中立性および独立性を高めるため、月次で支給する「確定金額報酬」（固定報酬）のみとする。

3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役職員の報酬の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

区 分	人 数 (人)	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬の総額		変動報酬の総額			退職慰労金		
			基本報酬	株式報酬型 ストック オプション		基本報酬	賞与		業績連動型 報酬	
対象役員（除く社外役員）	8	216	197	146	51	19	—	—	19	—

(注) 1. 株式報酬型ストックオプションについては、役位別に設定した標準額を基準として算定しているため、固定報酬として記載しております。

2. 株式報酬型ストックオプションの権利行使時期は以下のとおりであります。

なお、当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は当行の取締役の地位を喪失した時まで繰延べることとしております。

	行使期間
株式会社大光銀行第1回新株予約権	2013年7月13日～2043年7月12日
株式会社大光銀行第2回新株予約権	2014年7月15日～2044年7月14日
株式会社大光銀行第3回新株予約権	2015年7月14日～2045年7月13日
株式会社大光銀行第4回新株予約権	2016年7月12日～2046年7月11日
株式会社大光銀行第5回新株予約権	2017年7月11日～2047年7月10日
株式会社大光銀行第6回新株予約権	2018年7月10日～2048年7月9日
株式会社大光銀行第7回新株予約権	2019年7月13日～2049年7月12日
株式会社大光銀行第8回新株予約権	2020年7月14日～2050年7月13日
株式会社大光銀行第9回新株予約権	2021年7月13日～2051年7月12日
株式会社大光銀行第10回新株予約権	2022年7月12日～2052年7月11日
株式会社大光銀行第11回新株予約権	2023年7月11日～2053年7月10日
株式会社大光銀行第12回新株予約権	2024年7月13日～2054年7月12日
株式会社大光銀行第13回新株予約権	2025年7月15日～2055年7月14日

5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

前段、前項に掲げたもののほか、該当する事項はありません。